

陳述書

職 業：警察官（北海道旭川方面稚内警察署）

氏 名：角田 武士

1 私は、平成12年4月に北海道警察官を拝命しました。

北海道警察学校を卒業後は、札幌方面北警察署、北海道警察本部警備部機動隊で勤務し、巡査部長に昇任した後は、旭川方面稚内警察署、北海道警察本部警備部機動隊、札幌方面中央警察署、北海道警察本部警備部公安第三課で勤務しました。

そして、警部補に昇任し、現在は旭川方面稚内警察署で勤務しています。

私の警備部門における勤務経験年数は、約17年となります。

警備部門での勤務が長いため、要人の警護警備に従事したことは何度もありますし、警護員としての訓練も受けております。

2 私が北海道警察本部警備部公安第三課で勤務していた令和元年7月15日、当時の安倍晋三内閣総理大臣（以下「安倍総理」といいます。）が来道し、第25回参議院議員通常選挙の候補者を応援するための街頭演説が行われることに伴い、警護警備が実施されました。

私は、JR札幌駅南口広場付近で警護警備に従事中、「安倍やめろ」などと大声を上げた男性（以下「原告男性」といいます。）を取り扱いましたので、その状況について陳述いたします。なお、原告男性の取扱状況については、私が作成した令和2年5月21日付けの報告書に添付した現場見取図の写しを用いて陳述いたします。この報告書については、乙第44号証として証拠提出されていると聞いています。

3 私は、午後4時頃からJR札幌駅南口広場付近で警備に当たっていました。

広場には、聴衆が演説を聞くための聴衆エリアが設定されており、聴衆が集まつてきていました。

聴衆エリアの東側に所在する17番地下街出入口前の歩道上にも、通行人が滞留しつつありました。この場所は、安倍総理や候補者が演説する街宣車から北5条手稻通を挟んだ北側正面になりますが、聴衆エリアには設定されていませんでした。

歩道の最前列には、腕章やネックストラップをした自民党関係者がいました。自民党関係者は、三脚でビデオカメラを設置したり、スマートフォンを取り付けた自撮り棒を持って演説を撮影する準備をしていました。

4 現場見取図の①と記した場所に、原告男性、その同伴女性と男性の3人組がいました。同所では、男性の制服警察官が、滞留していた聴衆に向かって聴衆エリアに移動するよう広報していました。ところが、原告男性らは、「どかないよ」「なんで俺たちだけに言うの」などと述べて、制服警察官に反抗的な態度で移動に応じようとはしていませんでした。

この場所は、車両の往来が激しい北5条手稻通とタクシープールに挟まれた狭い歩道であるうえ、移動の広報に応じない聴衆が滞留していました。その状況から、私は、雑踏事故の防止や突発的な事案に対応できるように、現場見取図の◎と記した場所で警備に当たることにしました。

5 演説が開始する頃には、安倍総理を支持する内容のプラカードを掲げる者やスマートフォンを構えて撮影する聴衆が密集しており、自民党関係者や支持者で占められていました。原告男性らは、聴衆の最前列付近の①に位置したままであり、私は原告男性らから2列くらい左後方にいました。聴衆の中は、人と人が触れ合うほどに密集しており、非常に混雑していました。

男性の制服警察官は、演説開始前までは移動の広報をしていましたが、広報を止めて原告男性に近い聴衆の中で警備に当たっていました。私よりも前方には、

警察官はいませんでした。

ですから、この場所の聴衆の中で、原告男性の近くにいた警察官は、私と制服警察官の二人だけでした。

6 安倍総理が演説を開始して間もなくの午後4時40分頃、聴衆の前方から「安倍やめろ」「帰れ」などと大声で連呼する男の声が上がりました。その瞬間、周囲の聴衆は一斉に声を上げた男に注目する状況でした。そして、すぐに聴衆から「お前が帰れ」などという声が上がりました。

私は、このままでは大声を上げた男と周囲の自民党支持者らとの間で、もめ事などのトラブルが発生する危険性を認め、声を上げた男に声かけを行うべく、直ちに聴衆の間を縫って男に近づきました。

7 男の後方直近に行くと、男は演説開始前に制服警察官からの移動の求めに対し反抗的な態度で応じなかった原告男性であることを、確認しました。

それと同時に、原告男性の左側にいた自撮り棒を持つ聴衆男性の辺りから、黙れと言わんばかりに腕が出てきて、拳で原告男性の左上腕付近を押すのを確認しました。

私の目の前で行われたことですから、見間違えることはあり得ません。

聴衆は自民党関係者や支持者で占められていたから、原告男性の行動に怒り、声上げをやめさせるために押したことは、明らかでした。

拳で押された原告男性は、右方向によろけていました。それでも原告男性は、大声を出すのをやめる気配はありませんでした。

このときには、制服警察官が原告男性の右側から声をかけていましたが、原告男性が声かけに応じる様子はありませんでした。また、この頃には原告男性の真後ろの方から、「うるさい」などという怒号が聞こえました。

このような状況から、周囲の聴衆が原告男性に敵意を抱いていることは明らかであり、聴衆が原告男性に暴行を加えたり、反抗的な態度であった原告男性がこ

れに反撃して、相互に被疑者となる暴行、傷害事件等が発生するなど、事態の收拾がつかない状況に陥る危険性が高いと認めました。そのため、私は、拳で押しした聴衆の方に向けて「危ないですよ。やめてください。」と警告をしました。

聴衆の中にいた私が、現場の危険性を肌で感じたのです。

現場がいかに危険な状況であったかは、聴衆の中に実際にいた者であれば、誰にでも感じ取れたはずです。ですから、制服警察官が原告男性に声かけをしていたのも当然の判断でした。

8 私は、最悪の事態を防ぐため、自撮り棒を持つ聴衆男性と原告男性の間に割って入ろうとしました。しかし、そのとき、聴衆男性が再び原告男性の左上腕付近を手で押しました。

私は右手を前に出しながら間に割って入ろうとしましたが、その後、制服警察官が原告男性を北方向に移動させたため、私は原告男性に触れることもありませんでした。

原告男性には、黒色のマスクをした女性が抱きついていました。聴衆の後方にいた私服警察官も加わり、一団となって聴衆の中から出た後に東方向に移動していました。私は、制服警察官が移動させた原告男性を追って移動しました。原告男性は、移動している最中も「安倍やめろ」「帰れ」と興奮しながら罵声を上げ続けている状況でした。

9 聴衆から離れた場所に至ったところで、原告男性を移動させていた制服警察官と私服警察官は手を離し、原告男性に抱きついていた女性も離れました。

聴衆から離れた場所まで移動しても、原告男性は興奮して大声を上げ続けながら、聴衆の方へ戻ろうとする状況でした。原告男性が聴衆の中に戻れば、聴衆との間でもめ事や暴行、傷害事件等が発生する危険性があったため、私は、原告男性が戻らないように、両手を広げて口頭で説得をしました。

この頃には、他の私服警察官や制服警察官も駆けつけていましたので、複数の

警察官で、原告男性に東方向への移動を促しました。

説得を続けていたところ、原告男性は東方向へ移動し始めましたが、突然、北5条手稻通に飛び出す勢いで走り出したため、車道への飛び出しを防ぐために、現場見取図の②のところで、原告男性を制止して移動するように促しました。

原告男性は、②の場所でも安倍総理が演説する街宣車に向かって「安倍やめろ」「帰れ」と叫び続けていました。

10 原告男性に移動を促すと、原告男性は②の東側にある横断歩道を南下し、北5条手稻通を横断し始めました。このときは、安倍総理が演説している街宣車から距離が遠く、自民党支持者らとのトラブルの可能性も低いと判断していたため、私は原告男性から若干距離をとって動向を確認していました。

すると、原告男性は、横断歩道を渡り切る直前に、突如として車道を西方向に走り出し、安倍総理が演説している街宣車の方に向かって突進したので、私は直ちに原告男性を追いかけました。原告男性のそれまでの行動をみれば、安倍総理に接近するために突進したことは、明らかだったのです。他の警察官も、直ちに原告男性を追いかけていました。警護警備に従事する警察官であれば、当然の判断だと思います。

私は、突進する原告男性が安倍総理に接近するのを許せば、安倍総理に物を投げつける、街宣車に登ろうとする、街宣車を壊すなどの違法行為に及ぶ可能性が極めて高いと認めていました。また、大声を上げたり物を投げつけようとして車道上に立ち止まり、交通の妨害や交通事故が発生することも予見されました。

原告男性は、車道から歩道に上がり突進し続けましたが、街宣車付近の歩道上で警備に当たっていた私服警察官が、突進する原告男性を現場見取図の③の場所で抱き止めて制止し、東方向に移動させてくれました。

そのおかげで、原告男性に追いつくことができました。私は、原告男性と向き合うような形で原告男性の胴体部分に右腕をかけて、他の私服警察官1名とともに、原告男性を東方向に移動させました。

原告男性が制止された場所は、街宣車にかなり近づいていましたし、原告男性は、興奮した状態で「安倍やめろ」「帰れ」などと叫び続けながら、街宣車の方へ向かおうとしていましたから、街宣車から引き離す必要があったのです。

11 原告男性を東方向に移動させ、タイムズ北4西3駐車場北側の歩道上において、「どうして走ったの」「危ないでしょ」と原告男性に申し向け、原告男性が再び街宣車の方に走り出さないように説得し続けました。

原告男性は、「なんで通れないのよ」「道路を通る権利がある」などと言い、説得している間も「安倍やめろ」「帰れ」などと叫び続けていました。このとき、原告男性は駐車場の金網に足を掛けて上り、背伸びするようにして叫んでいましたので、私を含めた警察官らが「危ないからやめなさい」と説得しなければならない状況でした。

原告男性の連れの女性は、スマートフォンで撮影をしていたようですが、時折プラカードを掲げたりしているだけで、街宣車に突進するなどの危険な行動はなかったため、警察官らは主に原告男性に対応している状況でした。

12 原告男性に対応していると、街宣車の方向から、胸に赤いバッジを着装した主催者側の関係者と認められる男性が現れ、「選挙妨害はやめてください」「選挙妨害をやめろ」と、強い口調で原告男性に抗議する状況でした。

この男性は、原告男性の連れの女性がスマートフォンで撮影していたのを見て、女性に詰め寄り、右手でスマートフォンを払いのけ、さらに、手にかけようとしたため、制服警察官が両者の間に入って、男性を制止し引き離していました。

13 原告男性は、街宣車の方に向かおうとして「どうして俺が歩く邪魔をするんだ」と騒ぎ続ける状況でした。私は、「何度も言うけど、大声出したり、走ったりしてると人ほかにいないでしょ。」「違法じゃないけど危ないことが起きるかもしれないから近づかないで欲しいっていうのは理解して欲しい。」などと説明し

ました。

他の警察官は、「危ないことするんだったら、事前に止めないといけない。」などと説明し、自制を求めましたが、原告男性は納得しない様子でした。

その後も、原告男性は「手錠をかけてもいいから向こうに行かせろ。」「ダッシュはしない。」などと騒ぐ状況であり、私は、「手錠をかけたりはしません。」「何もしないと言うけれど、さっき走り出したのを見ているから信じられない。」「周りとトラブルになると困るから、やめてください。」などと説得し続けていました。

午後5時頃に安倍総理の演説が終了すると、原告男性は「帰る」などと言って、連れの女性と男性とともに、駐車場の中を通って南方向に移動しましたので、私は原告男性の取扱いを終了しました。

14 私はこの後、次に安倍総理が演説を行う札幌三越前に移動しました。札幌三越の周辺を歩いて警戒していると、男性が大声を上げているのが聞こえました。

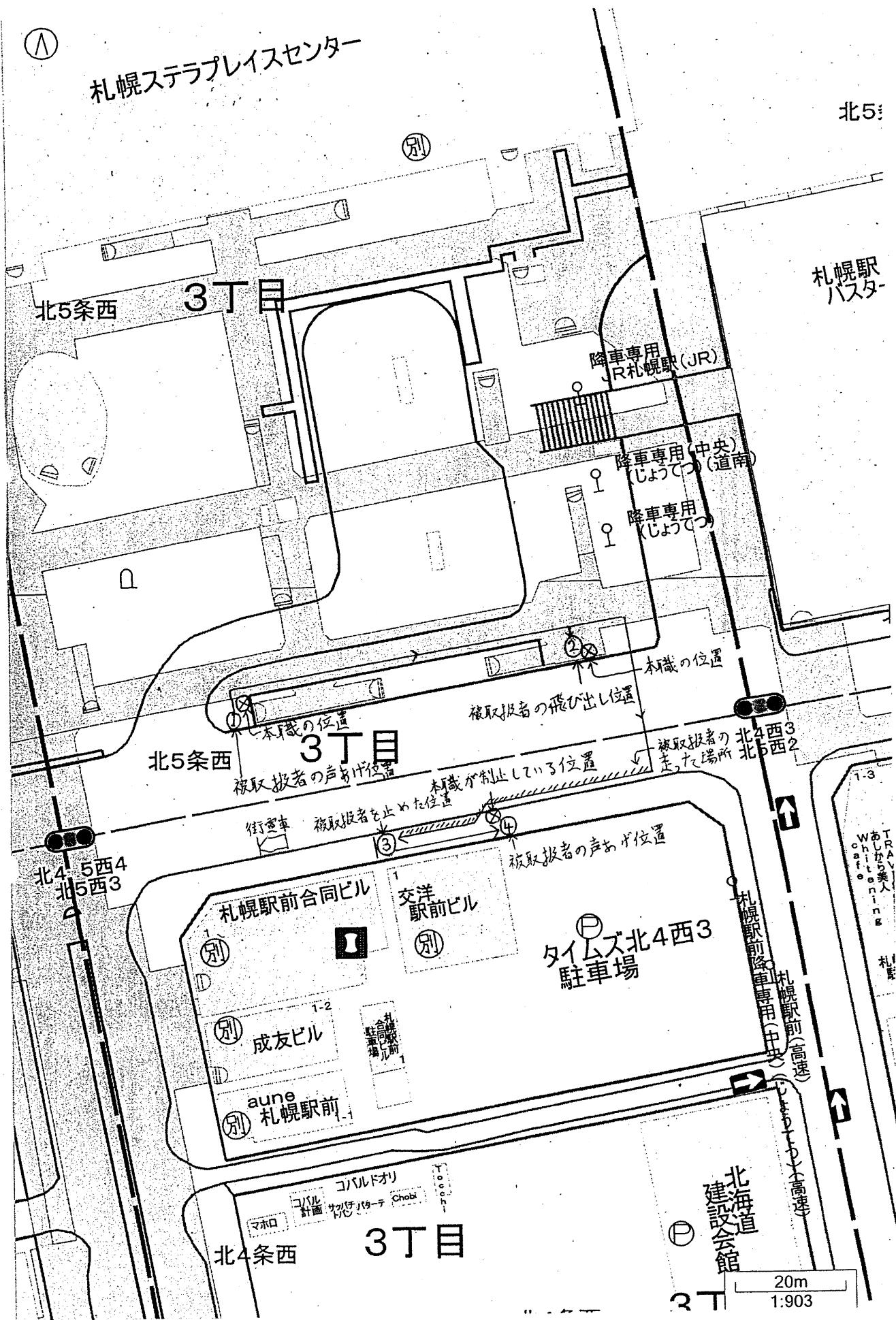
私は、何か事案が発生したと思い、走って周辺を確認すると、フルーツケーキファクトリーという店の前に、原告男性と連れの女性らがあり、私服警察官がすでに対応していました。このとき、私は原告男性とは話していませんが、原告男性らは西方向に移動を始めました。

私は、他の警察官とともに原告男性の動向を確認しましたが、その後、安倍総理が札幌を離れるという連絡を受けたので、動向確認を終了しました。

令和3年2月10日

角田 武士

現場見取図



副本

令和元年（ワ）第2369号 国家賠償請求事件

原告 原告番号1

被告 北海道（代表者知事 鈴木 直道）

令和2年（ワ）第402号 国家賠償請求事件

原告 原告番号2

被告 北海道（代表者知事 鈴木 直道）

乙号証写

乙143号証から乙145号証

陳述書

職 業：警察官（北海道札幌方面厚別警察署）
氏 名：大場 翔平

1 私は、平成25年4月に北海道警察官を拝命し、平成26年1月に旭川方面旭川東警察署に配置となり、その後、北海道警察本部警備部公安第三課に配置換えとなりました。平成31年4月に巡査部長に昇任し、同日付けで札幌方面厚別警察署で勤務しています。

警備部門における勤務は、合計で5年となります。

警備部門で勤務しているため、警護員としての訓練を受けており、要人の警護警備にも従事しています。

2 令和元年7月15日、当時の安倍晋三内閣総理大臣（以下「安倍総理」といいます。）の来道に伴う、第25回参議院議員通常選挙における警護警備において、「安倍やめろ」「バカ野郎」などと大声を上げた男性（以下「原告男性」といいます。）を取り扱った状況について陳述します。

原告男性の取扱状況は、私が令和2年5月21日付けで作成した報告書にも記載しており、乙第51号証として証拠提出されていると聞いていますが、本陳述書で改めて説明します。

3 私は、安倍総理が札幌三越前で街頭演説を行う際、安倍総理が演説する街宣車の直近で警護に従事していました。安倍総理は、札幌三越から道路を挟んだ西向かいに所在する日之出ビル東側路上に駐車していた街宣車上で演説を行っていました。

日之出ビル東側歩道上の街宣車周辺には、セーフティーコーンやバーを設置して立入制限区域が設定されており、私は、同区域内で警護に従事していました。

街宣車周辺の歩道には、自民党のビラを持つ自民党の支持者と思われる聴衆が多数集まっており、聴衆と通行人で混雑している状況でした。

4 安倍総理の演説が開始してから10分程度経った午後5時30分頃、突然、通行人の中から原告男性が立入制限区域の境界に現れ、明らかに興奮した様子で「安倍やめろ」「バカ野郎」と大声を上げました。

私は、原告男性と安倍総理が演説する街宣車との距離が約3メートルと至近であった状況から、原告男性が安倍総理やその周囲の人に対して物を投げ

つけるなどして、危害を加える可能性の高い危険な状況にあると認めました。

また、原告男性が立入制限区域内に立ち入り、さらに安倍総理に接近する可能性もあると認めました。

私は、危険な状況を解消するため、直ちに原告男性に駆け寄りました。私とほぼ同時に、他の警護員も原告男性に駆け寄りました。

5 原告男性は、叫びながら右手を前に突き出して安倍総理を指さした後、一旦右手を下げました。

私は、その動作を見て、原告男性がポケットや肩掛けバッグから刀物などの凶器を取り出して、安倍総理に危害を加える危険性を認めました。

そのため私は、原告男性が再び右手を上げようとした瞬間に、同人の右腕を押さえて制止しました。

瞬間的な出来事ですし、原告男性と安倍総理が演説する街宣車との距離があまりにも近く、原告男性に警告をしている時間的余裕などありませんでした。

そして、原告男性を安倍総理から遠ざけるべく、右手を原告男性の腰付近に当てて「ちょっとすみません、あちらへ。」と申し向け、南方向への移動を促しました。

ところが、原告男性は「安倍やめろ」と叫び続けながら、その場に留まろうとしたため、私は、他の警護員とともに原告男性を押して南方向への移動を促しました。

私と他の警護員は、言葉を交わして連携したわけではなく、警護員それぞれが、原告男性に即時に対応しました。

つまり、当時の現場の状況から、原告男性に対応した警護員の誰しもが、原告男性を制止して安倍総理から遠ざける必要があると判断していたのです。

6 原告男性は、移動し始めるとすぐに、首だけを街宣車の方に向けて「安倍やめろ」と叫び続けながらも、警護員が誘導する南方向へと自ら歩いていました。

私は、原告男性が街宣車上の安倍総理に向かって大声で連呼し続ける状況から、同人が再び安倍総理に近づき危害を加えようとする可能性が高いと認めました。

そのため、原告男性を安倍総理から相当程度離れた場所まで遠ざけ、危害行為を制止する必要があると判断しました。

また、このような危険な行為に出た原告男性に対し、職務質問を行う必要があると判断したのです。

7 私は、安倍総理から離れ、周りに聴衆がいなくなった繁田園ビル付近まで移動したところで、他の警護員とともに原告男性に対する職務質問を開始しました。

私たち警護員が「どうしたんですか」などと質問したところ、原告男性は勝ち誇ったような表情で「さっき札幌駅の前でも同じようなことをやった」ということを説明していましたが、他の警護員が職務質問を継続したので、私は原告男性への対応を終了し、本来の配置場所へと戻りました。

令和3年5月28日

大場 幸平

陳述書

職 業：警察官（北海道警察本部警備部外事課）
氏 名：樋口 智子

1 私は、平成12年4月に北海道警察官を拝命しました。平成12年9月に札幌方面東警察署に配置となり、その後は、札幌方面中央警察署で勤務しました。

平成18年4月に巡査部長に昇任し、北海道警察本部警備部外事課に配置となりました。

平成29年4月に警部補に昇任し、札幌方面中央警察署での勤務を経て、令和2年4月からは北海道警察本部警備部外事課で勤務しています。

警備部門の勤務年数は合計16年となり、警護員としての訓練を受けていますし、要人の警護警備にも従事しています。

2 私は、札幌方面中央警察署で勤務していた令和元年7月15日、当時の安倍晋三内閣総理大臣（以下「安倍総理」といいます。）の来道に伴う、第25回参議院議員通常選挙における警護警備に従事しました。その際に、聴衆の中で大声で叫ぶ女性（以下「原告女性」といいます。）を取り扱った状況については、私が作成した令和2年5月29日付けの報告書に記載しているとおりです。この報告書は、乙第54号証として証拠提出されていると聞いていますが、本陳述書で改めて説明いたします。

3 私は、安倍総理がJR札幌駅前で選挙の街頭演説を行った際に、JR札幌南口広場に設けられた聴衆エリアの警備に従事していました。

聴衆エリアは大勢の聴衆で混雑しており、安倍総理の選挙応援を歓迎する内容の横断幕が掲げられていました。安倍総理が到着した際には、聴衆が拍手をしたり、携帯電話で安倍総理を撮影したり、小旗をかざして振るなど、聴衆の大多数が熱心な自民党の支持者でした。

4 私が聴衆エリア内で警戒中の午後4時40分頃、安倍総理が演説している街宣車の付近で何らかの取扱いがあったことが、無線で流れていました。

その数分後、混雑する聴衆の中で、私の5メートルほど前方にいたマスクをした原告女性が、体を揺らしながらキヨロキヨロと周囲を見渡しているのを確認しました。周囲の聴衆が演説を聴き、安倍総理に注目するなか、原告女性が落ち着きがない様子であったため、私は同女を気に留めていました。

この場所については、被告第3準備書面に添付されている図面1の地点①となります。以下、場所については、同書面に添付されている図面1及び図面2の地点名を引用します。

5 私が、原告女性を地点①から地点③まで移動させた状況を、説明します。

私は、地点①で原告女性が「増税はんたーい」と大声で叫び始めた際、周囲の聴衆が驚いた様子で同女に注目しながら、少し離れる状況を認めました。

また、原告女性は、興奮した様子でマスクをしたまま両手を口元に当て、膝を曲げてから勢いをつけるように上体を上方に伸ばし、増税に反対するという趣旨の言葉を叫び、同女の前方の自民党支持者が密集している聴衆に向かって前進しているように見えました。さらに、原告女性の近くから「えー」と言いながら離れていく女性がおり、他の聴衆が原告女性から離れていく様子が見えました。

私は、その状況から、原告女性の行動に起因して何らかのトラブル等が発生した可能性を認め、同女の元へ駆け寄り、手を同女の腰に当てて「どうしたの」「落ち着いて」と声をかけました。

ところが、原告女性は私の声かけを無視し、全く私の方を見ず、全身を震わせ興奮した状態で叫び、かがむようにした後に上方へ伸びるようにし、少しずつ前へ進みました。そのため、原告女性が前方の聴衆とぶつかって怪我を負わせたり、聴衆を押して転倒させる事故が発生したり、同女に反発する周囲に多数いる自民党支持者の聴衆との間で、もめ事や暴行事件等が発生するおそれがあると認めたのです。

6 私は、原告女性の斜め前方に立って前進するのを止めようとしたが、同女が肩や腕で私を強く押してきました。私は、原告女性に対して、何度も「落ち着いて」「後ろで話をしよう」などと説得し、手を同女の肩や腰付近に添えて、聴衆の後方への移動を促しました。

それでも原告女性の興奮は収まらず、同女は全身を震わせて目を見開き、頬を赤くして叫び、少しずつ前進し続けました。

私は、原告女性に「落ち着くように」「警察官を押さないよう」などと声をかけて、後方への移動を促し続けました。しかし、原告女性は「増税はんたーい」と絶叫しながら、私の腕をふりほどき、体を回転させたり、肩や腕で私を力強く押しのけ、私に体をぶつけたりしながら、執拗に前進しようとしたのです。

このような状況から、私は、原告女性の行動を止めなければ、転倒事故や周囲の聴衆との間におけるもめ事、暴行事件等が発生する危険性が高いと認め

ました。

そして、その危険を回避するためには、原告女性を聴衆から離れた場所まで移動させる必要があると判断したのです。

7 私は、原告女性の肩や腰に腕を回して同女を移動させようとしましたが、原告女性の力が強く、私は後方に押し込まれたり、私と同女の立ち位置が入れ替わったりするなど、一人で同女を移動させることは非常に困難でした。

そのため、私が押し込まれたときには、周囲に集まっていた男性警察官が、私の背中を支えてくれたり、原告女性が前方の聴衆にぶつからないように同女の前に立って壁になってくれたりして、私をフォローしてくれたのです。

地点②からは、巡査の女性警察官が駆けつけてくれたので、この巡査と共に原告女性の腕や腰をつかむなどして移動しましたが、同女は興奮して叫び、私にタックルするように体を当ててきたり、押し込んできたりして暴れていきました。

原告女性に対し、突然大声で叫び出して周りの人が驚いていることや、後ろで話を聞くので後ろに行こうと何度も促したり、周囲の者に怪我をさせるかもしれないことを伝え、冷静になるように促しました。同女は、私たちに対し、「なんでこんなことされなきやいけないんだ」と聞いてきたため、私は、私たちが警察であることを伝え、「あなたが大声で叫んで、周りの人が驚いていたから、トラブルになるかもしれないし、だから後ろで話そう」とも伝えました。それでも、同女の興奮は収まることなく、前方に進もうとして体当たりしてきたり、「うるせー」「関係ねー」「安倍やめろ」などと絶叫し、会話にならない状態でした。

叫ぶ理由を尋ねたときには、「総理に直接言いたい」旨の発言もありました。

私と巡査は、主に二人で原告女性を引き留めて移動させ、同女の暴れが強いときには、男性警察官が私や巡査の背中を支えてフォローしてくれました。

原告女性の暴れが強く、移動させるのに相当苦労しました。実際、私は原告女性にくり返し足を踏まれ、足の甲の皮膚がすりむけました。

8 私たちが、原告女性を地点③のアピアドーム外周のベンチ前まで移動させ、同女に対し「一回ベンチに座ろう」と申し向けたところ、同女は興奮状態で「うるせえ」と叫びながら、ベンチを蹴りました。原告女性を落ち着かせるために、ベンチに座るように説得したり、男性警察官が同女に警察手帳を示し、氏名を名乗りました。私も、「私は樋口です、警察手帳見せますか」と申し向けたところ、同女は「いらねー」と言って拒否しました。

原告女性の興奮状態は一向に収まらず、叫んだり、ベンチを蹴ったり、さらにはベンチに上がりました。原告女性がベンチの上で何か叫んでいたため、私は、同女のふくらはぎ辺りを触り、「そういうのやめよう」と申し向け、落ち着くように諭していると、同女は、自らベンチを下りました。

原告女性は、北方向に歩き出しましたが、私たちの隙を見て南方向、つまり聴衆エリアへ向かおうとしました。私と巡査が、原告女性をその場に引き留めようとしたところ、同女は体をのけぞらせたり、踏ん張るようにして南方向へ行こうとしたり、突然反転したりしてぐるぐる回り出しました。

気がつくと、私たちの近くに高齢の女性がおり、私たちに向かって何か叫びました。同高齢女性は、私たちの周辺を回りながら接近してきたので、私とぶつかってしまい、そのため私は、同高齢女性に対し、「危ないからどいて」と言いましたが、よける様子がないので、その後は対応していません。

私たちは少しずつ、地点④まで移動しましたが、原告女性は私たちの隙を見て、南方向、つまり聴衆エリアに向かおうとしていましたので、その都度、引き留めました。

地点④には、白いプラスチック製のテーブル2脚くらいと同じプラスチック製の椅子5、6脚がありましたが、ほとんど人が座っていない状況でした。

原告女性は興奮状態であり、男性警察官の一人が、椅子を差し向けて同女に對し、「座りましょう」と話しかけても、同女は「すわんねえ」と叫びながら、椅子を蹴るような状態でした。

9 安倍総理の演説が終了した頃、原告女性が「帰る」と言って、地点⑤まで移動した後、聴衆エリアの北側を西方向に向かいました。

しかし、安倍総理が聴衆エリアの南側で、聴衆に対する声かけや握手を行っている状況でしたので、原告女性が安倍総理に近づくために聴衆の中に向かい、再びもめ事等の原因となるような行為に及ばないよう、引き続き説得する必要があると判断したのです。実際に同女は、聴衆エリアを見たり、体を聴衆エリアの方へ向けていました。

そのため、私が原告女性の左側に、途中から同女の対応に加わった巡査部長の女性警察官が右側にそれぞれ位置して、同女に追従しました。

西方向に移動していると、原告女性が聴衆エリアの方に体を向け、私に体を当ててきたので、私と巡査部長はそれぞれ手を同女の腕に回して引き留めつつ、同女が向かう西方向へと追従しました。

10 地点⑥あたりで、原告女性が聴衆エリアから離れ、同エリアに戻ろうとする行動もなくなりましたので、同女の腕に回していた手を離しました。

私と巡査部長は、地点⑥に至るまで、原告女性が進む方向に移動したのであり、同女を西方向に無理矢理移動させたりしていませんし、西方向に行くように促してもいません。

原告女性は、私たちがT S U T A Y A札幌駅西口店に入店するまで、同女の腕に手を回し続けていたかのように主張しているようですが、そのような事実はありません。私たちは、原告女性が聴衆エリアに戻らないように説得していましたのですから、聴衆エリアから離れていく同女に手を回し続ける必要などないのです。

11 原告女性は、地点⑥を過ぎた後、北進しました。

私は、J R札幌駅南口における原告女性の行動や、同女が「総理に直接言いたい」旨を発言していたこと、実際に安倍総理のいる方へ向かうことに執着していたことから、同女が再び聴衆が多数いる他の演説場所などで、J R札幌駅南口広場と同様の行動に出て、もめ事や暴行事件等を発生させるおそれを感じました。

また、札幌三越前での街頭演説と地下歩行空間での選挙運動を予定していた安倍総理に接近し、危害を加える可能性もあると認められたため、引き続き同女に自制を求める必要があると判断しました。

私は、原告女性から何度か「声を出しただけで囲まれるのはおかしくないか」という質問を受けましたので、その都度、興奮して大声を出した際に、周囲の者が驚くなど危険が生じていたため制止した旨を説明しました。

また、警察官は犯罪の危険があるときには、警職法という法律に基づいて制止することができることについても説明しました。

12 原告女性は、私たちからの行き先に関する質問には答えることなく、自ら歩き続け、T S U T A Y A札幌駅西口店が2階にある、J Rの高架下の建物に入っていました。

私は、原告女性が危険な行動に出なければ良いので、建物の中までは様子を見る必要ないと判断し、巡査部長と男性警察官とともに建物の外で待機しました。

巡査部長から、原告女性が「家は西方向にある」と発言していたということを聞きました。私は、原告女性が「帰る」と言っていたので、このまま次の安倍総理の演説場所に向かう様子がなければ、同女の対応を継続する必要はないと考えていました。

私は、原告女性の取扱状況を無線報告するなどしていました。私が無線報告をしている間、巡査部長と男性警察官は、様子を確認するため建物内に入りました。

した。私は、無線報告後も巡査部長らが戻ってこないため、状況を確認するために建物に入りました。

建物に入ると、階段を2階に上った先にあるTSUTAYA札幌駅西口店の前に、原告女性、巡査部長、男性警察官のほか、高齢女性がおり、同高齢女性が巡査部長らに何か怒鳴っている状況でした。

そのため私は、巡査部長に対し、「どうしたの」と聞いたところ、高齢女性が原告女性を指さし、私に対して「あなたこの人になんでこんなことするの」などと怒鳴ってきました。

私は、その高齢女性が、アピアドーム付近で何かを叫んできた高齢女性であることに気づきました。しかし、高齢女性が何のことと言っているのか分かりませんでしたし、原告女性との関係も不明でしたので、高齢女性に対し、「あなたに何か関係ありますか」と申し向け、さらに巡査部長と男性警察官に対し、「出よう」と言って、3人で建物を出了しました。

同建物出入口に戻って間もなく、原告女性が建物の外に出てきて、南方向へと移動し始めました。南方向には、次に安倍総理が街頭演説を行う札幌三越が所在していたため、私と巡査部長は、同女が札幌三越前の演説場所に向かう可能性を認めました。また、原告女性が、「帰る」「家は西方向」と話していたのに、南方向に向かうことに矛盾を感じました。

私たちは、原告女性に行き先を何度も尋ねましたが、同女は答えることなく歩き続けましたので、ますます演説場所に向かう可能性を認めました。

また、原告女性は、歩いている途中で何度も立ち止まって携帯電話を操作していましたので、友人などと連絡を取り合っているのだと思いました。

13 地点⑦に至ったところ、原告女性が突如として東方向に猛然と走り出しました。

私は、原告女性が自宅があると言っていた西方向とは逆方向である東方向へ走り出したこと、同女が「総理に直接言いたい」旨を述べていた一方で、その理由を答えていないことなどから、予測していたとおり、安倍総理の演説場所である札幌三越前に向かう可能性が高いと認めました。また、原告女性は、警察官を振り切ってまで演説場所に向かおうとしたのですから、JR札幌駅南北広場における同女の危険な行動に鑑みれば、演説場所で再び危険な行動をとったり、安倍総理に接近して物を投げつける、直接的な身体接触により危害を加えるなど、犯罪行為に及ぶおそれがあると認めました。

以上から、直ちに原告女性を停止させて職務質問を行う必要があると判断したのです。

14 私と巡査部長は、猛然と走る原告女性を追いかけましたが、すぐには追いつけませんでした。原告女性は、地点⑧の札幌駅前通のスクランブル交差点で、赤信号のために立ち止まりました。そこで同女に追いつき、職務質問を開始しました。

私は、原告女性に対して、走った理由を質問しましたが、同女は無言で横断歩道を渡り始めました。私は、原告女性が質問を無視して歩き始めた状況から、再び同女が走り出す可能性が高いと認めました。

私と巡査部長は、職務質問を継続するため、原告女性の両側に位置して、それぞれ同女の腕に軽く触れ、同女が歩く方向についていきながら、質問をしていました。

原告女性は、横断歩道を南東方向に渡った後、私が予測していたとおり、札幌三越が所在する南方向に向かいました。

私たちは、どうして走ったのかを質問したり、演説場所などで危険な行動をとらないようにと話しかけましたが、同女は無視したり、何でついてくるんだなどと言いながら、移動し続けました。

また、原告女性は、スマートフォンと折りたたみ式の携帯電話を取り出し、歩きながら私たちを撮影したり、メール等を作成して送信している様子でした。

原告女性の行動からは、演説場所に向かっていることは明らかでした。

15 原告女性は、南方向に向かっていましたが、地点⑨で、やっぱり帰るということを言って、突然反転し、北方向へと向かいました。

そして、原告女性が歩きながら職務質問にも応じ始め、走り出す様子もなくなったことから、同女から手を離しました。

また、原告女性が地点⑩で立ち止まって職務質問に応じましたので、札幌三越前の演説場所に向かい、犯罪行為に及ぶおそれは低いと判断しました。

そのため、職務質問を終了し、原告女性から離れようかと考えていたところ、同女が、大通にあるT SUTAYAに行くということを言い、札幌三越のある南方向へと歩き始めたのです。

大通に所在するT SUTAYAは、札幌三越の道路向かいにありますので、原告女性が、再び演説場所に向かおうとしていることは明らかでした。

原告女性のこれまでの言動を間近に確認し、実際に対応していた私からみれば、同女が演説場所に赴けば、聴衆との間でトラブルや暴行事件等を発生させるおそれや、安倍総理に接近して犯罪行為に及ぶおそれを払拭することはできませんでした。

そのため、原告女性に対して、危険な行動をとらないよう、札幌三越前の演

説場所に向かわないように説得する必要があると判断したのです。

16 反転した原告女性と対面する形になったため、私と巡査部長は、歩き始めた同女と対面したまま後ろ向きに移動し、同女に危険な行動をとらないように説得したり、札幌三越前に向かわないように説得しました。

原告女性を説得していると、同女は興奮し始め、段々と早口になつたり、言葉に詰まつたり、顔を赤くして過呼吸のように息苦しそうな様子になりました。その際私は、何か飲む、ジュース買ってあげるなどと発言しましたが、原告女性を落ち着かせるためにこのように発言したのです。

その後、私たちは、原告女性の横や後ろに追従しながら説得をしましたが、同女の身体をつかむなどして、歩く方向を規制するようなことはしていません。

実際に、原告女性は、「家に帰る」と言つたり、「やっぱり友達に会いに行く」などと言って、札幌駅前通を何度か北進と南進を繰り返したり、立ち止まつたりすることもありました。スマートフォンを操作して、私や巡査部長を撮影したり、誰かとメールで連絡を取り合っている様子もありました。

友人と待ち合わせているような話もしていましたので、友人と連絡を取り合っていたのだと思います。

このように、私たちは、原告女性の歩く方向を規制していないので、同女は何度か方向転換を繰り返したり、立ち止まつたり、スマートフォンを操作していました。

17 私たちは、原告女性を説得していましたが、上記のように同女の発言が二転三転するため、安倍総理へ接近し、犯罪行為に及ぶおそれをお拭できませんでした。

札幌駅前通を南進している途中で、街宣車が走行しながら、安倍総理が地下歩行空間を歩いているという広報を行っていました。そのため、私は、原告女性が札幌駅前通にいくつもある地下歩行空間への通路から地下に移動し、安倍総理へ接近する可能性もあると考えながら、同女に追従し説得を続けました。

その後、午後6時5分頃に、原告女性がT S U T A Y A札幌大通店に到着したので、私は同女が入店すれば、安倍総理へ接近する可能性もないと判断し、同店舗前で同女から離れ、巡査部長とも別れました。

18 私は、T S U T A Y A大通店から離れたところ、原告女性がすぐに店から出てきて北方向へと歩き始めました。私たちは、原告女性に追従するつもりはあ

りませんでした。

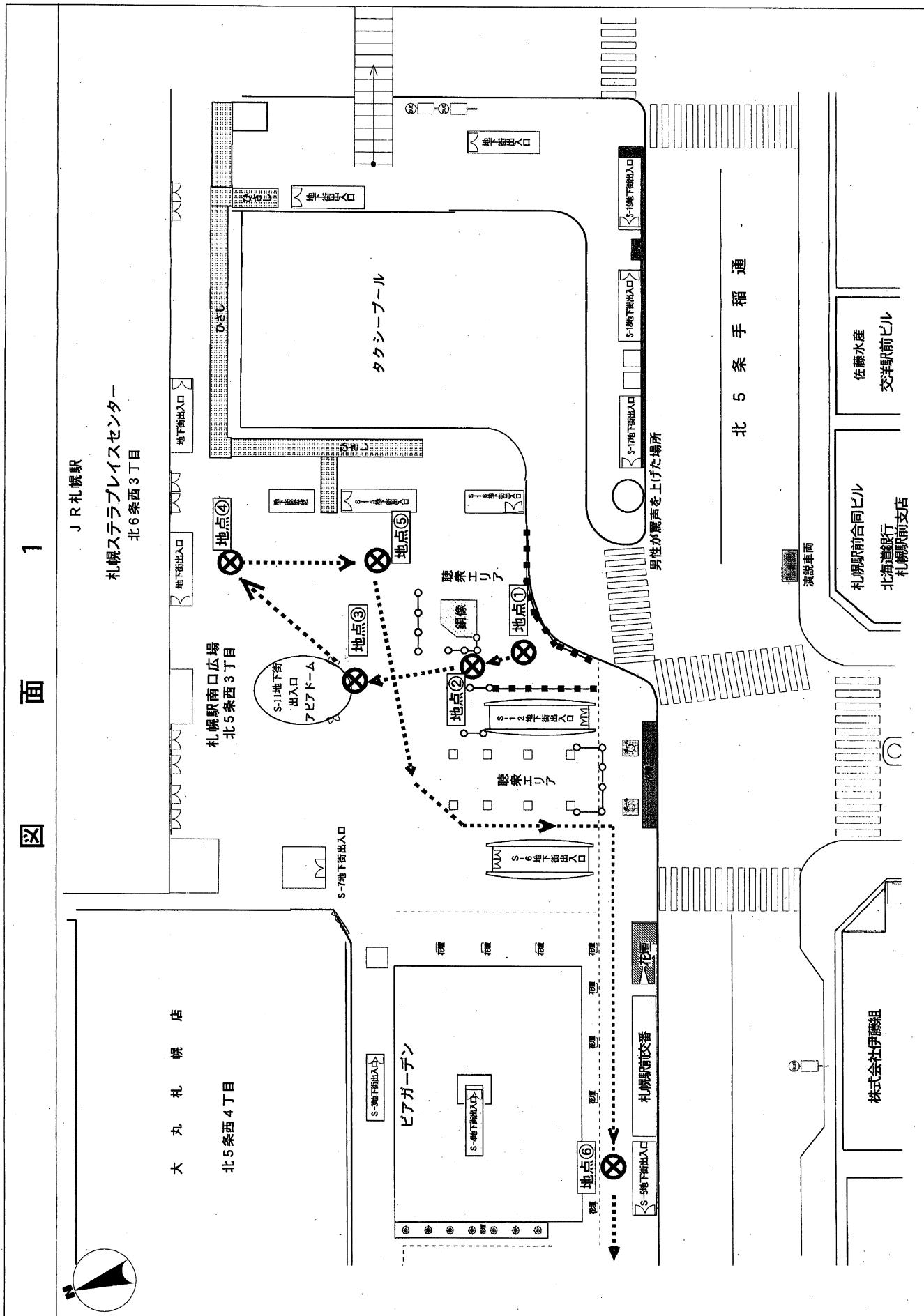
しかし、ちょうどその頃、安倍総理が北3条西4丁目に所在する北3条広場にいるという無線を聴きました。経験則上、警護対象者が選挙運動のために同じ場所に留まることがあることから、原告女性が安倍総理に接近する可能性があると認め、一度は離れていた同女に再度追従して、巡査部長と合流し、原告女性に行き先を問いました。

原告女性は、私たちの問い合わせを無視して札幌駅前通を北進しましたが、午後6時20分頃、北1条西4丁目に至ったところで、「タクシーに乗りります」と言い、タクシーに乗車して立ち去りました。

令和3年5月24日

木口 智子

一面



2 図面

